

新型コロナウイルス 感染拡大防止のため、人と人の距離の確保・手洗い・咳エチケットを徹底してください

新型コロナウイルス感染症を乗り越えていくために

緊急雇用対策として 「港区会計年度任用職員」 を募集しています

新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化した経済・雇用情勢の影響を踏まえ、区は緊急雇用対策として、会計年度任用職員の募集をしています。

対象 区内在住・在勤・在学者(令和2年2月1日現在区内に在勤・在学していた人に限る)のうち、次のいずれかに該当する人

- 企業等から採用内定を取り消された人
- 会社都合によって離職(倒産等を含む)し、現に就職していない人
- 会社都合によって一時的に勤務できなくなった人(学生・アルバイトを含む)

募集人数 30人

募集職種 一般事務補助員(データ入力、電話対応、資料作成等)、一般作業補助員(清掃収集作業)

任用期間 採用後～令和3年3月31日

勤務日数 週5日(土・日曜、祝日を除く)

※週4日以下は要相談

勤務時間 1日7時間

勤務地 区内のいずれか

選考方法 書類選考および面接

報酬 時給1101円(一般事務補助員の場合)、日給8616円(一般作業補助員の場合)

※期末手当・交通費(上限5万5000円)支給

※健康保険、厚生年金保険等の加入適用

申込方法 郵送で、次の書類を同封の上、封筒表面に「緊急雇用申込」と朱書きし、人事課人事係へ。郵送料は区が負担します。詳しくは3面をご覧ください。

※申し込みは随時受け付けます。

必要書類

- 履歴書
- 採用取り消しまたは離職したことが分かる書類

※採用取り消しの場合、内定通知および採用取り消しになったことが分かる書類等

※離職の場合、離職票および会社都合で離職したことが分かる書類等

送付先・問い合わせ

〒105-8511 港区役所人事課人事係 ☎3578-2108 FAX3578-2129

新型コロナウイルスに有効な 消毒液の作り方

家庭用の塩素系漂白剤を水で薄めることで、新型コロナウイルスの消毒に役立つ塩素液(次亜塩素酸ナトリウム溶液)を家庭で作ることができます。家庭や営業施設等のドアノブやトイレ、エレベーターのボタン等の共有部分への消毒に使用できます。濃度0.1パーセントの塩素液を作る場合の原液量は、**表**を参照してください。

塩素液の作り方は、(1)～(3)のとおりです(イラスト参照)。

(1)	ペットボトルのふた2杯(5ミリリットル/キャップ1杯)の塩素系漂白剤を、500ミリリットルのペットボトルに入れる。
(2)	ペットボトルが満杯になるように水を入れる。
(3)	ふたをしてよく振り混ぜる。

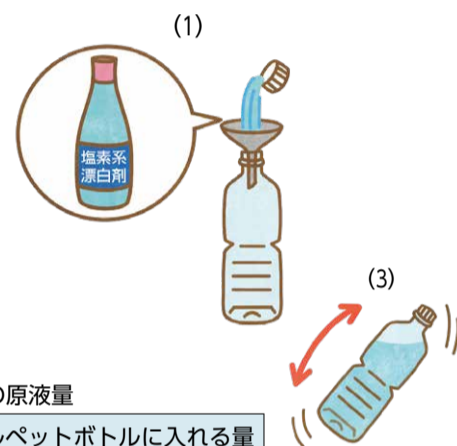


表 濃度0.1パーセントの塩素液を作る場合の原液量

	500ミリリットルペットボトルに入れる量
5パーセント原液の場合	キャップ2杯(10ミリリットル)
6パーセント原液の場合	キャップ2杯弱(9ミリリットル)

塩素系漂白剤を使用する際の注意点

- スプレーボトルでの噴霧はしないでください。
- 塩素液を入れた容器には、ラベル等を貼って誤飲等に注意してください。
- 用途に応じ、製品に記載されている用量に希釈して使用してください。
- 手・指には使用できません。皮膚が荒れてしまいます。
- 金属部位に使用した場合は、10分程度経過したら水拭きしてください。
- 製品に記載されている「使用上の注意」をよく読んでから使用してください。

問い合わせ

生活衛生課食品安全推進担当 ☎6400-0047 FAX3455-4470

日々の生活にお悩みの皆さんへ ～お金、仕事、住宅等、 生活に関する相談窓口のご案内～

新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が苦しい、家賃が払えない、仕事が見つからない、病気で働けない、社会に出るのが怖い等、生活のことでお悩みはありませんか。

一人で抱え込まず、まずはお気軽にご相談ください。

自立相談支援 失業等による経済的な問題と合わせて、生活上の悩み、ご家庭の問題、健康上の悩み等のお話を伺います。課題を整理した上で支援プランを作成し、適切な支援機関につなぐ等、自立に向けた取り組みを一緒に行います。

ひとり親家庭支援 ひとり親家庭の仕事探しをお手伝いするとともに、ご家庭の状況に配慮しながら、抱える問題を一緒に解決していきます。

住居確保給付金(事前予約制) 失業等により住居を喪失したり、その恐れがある人に対し、住居確保のための給付金を支給します。

就労支援 就労支援員が仕事探しをお手伝いします。

就労準備支援 仕事に対する不安が大きかったり、人とのコミュニケーションが苦手だったり、すぐに仕事に就くことが難しいと見込まれる人

に対し、生活習慣の回復、社会参加能力の習得、就労意欲喚起を行い、就職活動・就労が可能な状態になるよう支援します。

家計改善支援 家計の収支バランスが取れない人に対し、家計の管理や債務整理、滞納等に関する助言や情報提供、関係機関の紹介や同行等を行います。

学習相談支援 子どものいる世帯および子ども自身に対し、学習や進学等に関する助言や情報提供等を行います。

所在地 麻布地区総合支所2階
開所時間 月～金曜(祝日、年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分

問い合わせ

港区生活・就労支援センター ☎5114-8826 FAX3505-3501

※港区生活・就労支援センターは、港区が設置した、生活にお困りの人の相談を受ける機関です。社会福祉士等、専門的な資格を持った職員が相談を受け付けています。職員が相談者と一緒に問題点を整理し、必要に応じて生活保護をはじめとした他制度につなぐ等、生活改善に向けて支援します。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、支援内容に変更が生じる場合があります。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、まずは電話でご相談ください(相談窓口等の混雑が予想されますので、ご留意ください)。

7月5日(日)は東京都知事選挙です 一票で、未来を作ろう投票しよう。自分のために未来のために。

区の手続きや施設・催し物のご案内は **みなとコール** ☎5472-3710 FAX5777-8752 年中無休 午前8時～午後8時

◆「広報みなと」は新聞(朝日・読売・毎日・日本経済・産経・東京)折り込みです。区の施設や、郵便局(赤坂・一ツ木通・麻布・芝・芝公園・新橋・高輪)、公衆浴場、区内のJR・地下鉄・ゆりかもめの駅、新聞販売店等に置いてある他、希望する区民の皆さんに配達しています。また、「点字広報」、「声の広報」も発行していますので、ご利用ください。

「広報みなと」は、港区ホームページ(<https://www.city.minato.tokyo.jp>)でもご覧いただけます。

新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症の影響により 納税が困難な皆さんへ 区税の徴収を猶予する「特例制度」のお知らせ

従来の区税の徴収猶予とは異なり、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合の「特例制度」においては、徴収猶予を受けるための担保の提供は不要で、区税の納付が遅れたことによる延滞金もかかりません。

対象となる税金

- 特別区民税・都民税(特別徴収分)の平成31年度1月分～令和2年度12月分
- 特別区民税・都民税(普通徴収分)の平成31年度第5期分と令和2年度第1期～第3期分
- 軽自動車税(種別割)の令和2年度分

対象

- (1)(2)のいずれも満たす納税者、特別徴収義務者
- (1)新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の1カ月以上において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20パーセント以上減少していること。
- (2)一時に納付することが困難であること。

猶予の期間

それぞれの納期限の翌日から1年間、徴収の猶予を受けることができます。

手続き

徴収の猶予を受けるには、所定の特例徴収猶予申請書を提出する必要があります。併せて、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきます。

特例徴収猶予申請書は、電話またはファックスで連絡をいただければ郵送します。また、税務課納税促進係(区役所2階)で配布する他、港区ホームページからダウンロードもできます。

郵送での申請は、〒105-8511 港区役所税務課納税促進係へ。また、eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用したオンライン申請も可能です。

窓口でも申請を受け付けますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できるだけ郵送またはオンライン申請をご利用ください。郵送料は区が負担します。詳しくは3面をご覧ください。

提出期限

令和2年2月1日～6月30日(火)に納期限を迎える税については6月30日(火)、それ以降の税については、納期限までに申請が必要です。

問い合わせ

税務課納税促進係 ☎3578-2615～20・2626～33 FAX3578-2634

区有施設や事業の再開にあたっての 注意事項をお知らせします

5月25日に国の緊急事態宣言や東京都の緊急事態措置が解除されたことに伴い、区は休館していた区有施設や休止していた事業を、5月26日から順次、再開しています。

施設・事業の再開にあたって区は、利用者の皆さんに安心して施設等をご利用いただくために、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等をはじめとした基本的な感染対策を講じるとともに、利用定員の制限や一部事業の休止等を行いながら、運営しています。

また、一部の施設においては、利用者の個人情報(氏名・緊急連絡先等の名簿)の収集・管理を行って

ます。

※収集した個人情報は、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供される場合があります。

施設等を利用される皆さんは、来館前に健康状態の確認と検温を行うとともに、次の状態である場合は利用を控えていただくよう、ご協力をお願いします。

- 37.5度以上の発熱がある場合
- 息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさがある場合
- 軽度であっても咳・咽頭痛等の症状がある場合

問い合わせ

防災課危機管理担当 ☎3578-2515

港区区長室(広報・報道) Twitter(ツイッター)を フォローしてください

区の最新情報や新型コロナウイルス感染症に関すること等、区民の皆さんの暮らしに役立つ情報を随時投稿しています。

ユーザー名は@minatokohoです。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、「港区区長室(広報・報道)Twitter」ページをご覧いただけます。

問い合わせ

区長室広報戦略担当 ☎3578-2359

国民健康保険加入世帯、 介護保険第1号被保険者(65歳以上)、 後期高齢者医療制度被保険者の 保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が下がった国民健康保険加入世帯や介護保険第1号被保険者(65歳以上)、後期高齢者医療制度の被保険者に対し、令和2年2月1日～令和3年3月31日の保険料が減免される場合があります。減免に関する手続きや減免される割合等は、6～7月に区から郵送される令和2年度分保険料に関するお知らせや、港区ホームページをご覧ください。

対象の人は、お知らせを受け取った後、区に申請の手続きをしてください。

問い合わせ

○国民健康保険料について
国保年金課資格保険料係
☎内線2574・5

○介護保険料について
介護保険課介護収納相談担当
☎3578-2896

○後期高齢者医療保険料について
東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター

※月～金曜午前9時～午後5時
(土・日曜、祝日を除く)
☎0570-086-519

国保年金課高齢者医療係
☎内線2654～59

新型コロナウイルス感染症拡大の 影響による貸し付けや融資あっせん等の 手続きに使用する各種証明書を 無料で交付します

事務手数料が無料となる証明書

区が発行する住民票の写し、印鑑登録証明書、特別区民税・都民税納税証明書、営業等に関する証明書等

手続き方法 窓口で証明書の交付を請求する際に、新型コロナウイルス感染症の影響による各種貸付や融資等の申請に使用することを申し出てください。住民票の写し、納税証明書を郵送により請求する際は、請求書に使用目的を明記してください。

特別融資あっせん制度や各種証明書を無料で交付する件の詳細については、港区ホームページをご覧ください。また、電話でお問い合わせください。

また、郵送可能な手続きに要する郵送料を区が負担します。詳しくは3面をご覧ください。

問い合わせ

○各種証明書の窓口請求、住民票の写しの郵送請求について
芝地区総合支所区民課証明交付担当
☎3578-3143

○納税証明書の郵送請求について
税務課税務係 ☎3578-2590

○営業等に関する証明書について(証明する内容によって担当する係にご案内します)

みなと保健所生活衛生課
☎6400-0050

港区役所本庁舎内に夜間・休日等に立ち入る場合、手続きが必要です

夜間・休日等に港区役所本庁舎に立ち入る場合、本庁舎1階の宿直室で手続きが必要です。手続きが必要な時間帯は次のとおりです。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

- 平日:夜間～早朝(午後8時30分～翌日午前7時45分)
- 土・日曜、祝日、年末年始:終日

問い合わせ

契約管財課庁舎管理担当
☎3578-2870

を乗り越えていくために

「港区新型コロナ ころのサポートダイヤル」のご案内

みなと保健所では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、さまざまな取り組みを実施しています。4月末からは、心の不調について相談できる心の相談窓口を、みなと保健所に開設しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により外出自粛等が続き、区民の皆さんから新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因するストレスや不眠等の相談がみなと保健所に多く寄せられています。

相談内容の例

感染に対する不安・焦燥感 病院に行けない、外に出るのが怖い、歩いている人が感染者に見える等
報道に基づく疲労感 新型コロナウイルスの怖い映像や情報で不安、専門家の言うことが怖くて眠れない等

今後の生活についての不安 新型コロナウイルス感染症のことを考えると不安が募る、家に居続ける

と憂うつになる等
一人で抱えこまず、つらい気持ちをお話してください

「港区新型コロナ ころのサポートダイヤル」では、精神保健福祉士や臨床心理士等の専門職が、新型コロナウイルスに起因する精神的な不安等の相談をお受けします。また、必要な人には継続的に支援ができるよう、関係機関へおつながりしています。

港区新型コロナ ころのサポートダイヤル

対象 区内在住・在勤・在学者
とき 平日(月～金)の午前9時～午後5時 ☎5333-3808
実施期間 7月末まで
※8月以降は感染状況等を見極めて継続を検討します。

問い合わせ

健康推進課地域保健係
☎6400-0084 FAX3455-4460

新型コロナウイルス感染症に関するご相談について

帰国者・接触者電話相談センター

次のいずれかに該当する人は、ご相談ください。

- 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい人(基礎疾患のある人)で、発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状がある場合
- 上記以外の人で発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状が続く場合(症状が4日以上続く場合は必ず)

みなと保健所電話相談窓口

対象 区内在住・在勤・在学者
とき 月～金曜午前8時30分～午後5時15分 ☎3455-4461
都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター
とき 月～金曜午後5時～翌日午前9時 ※土・日曜、祝日は、終日対応しています。 ☎5320-4592

新型コロナウイルス感染症に関する一般電話相談窓口

みなと保健所電話相談窓口

対象 区内在住・在勤・在学者
とき 月～金曜午前8時30分～午後5時15分 ☎3455-4461
聴覚障害がある人等の相談窓口
FAX3455-4460

東京都電話相談窓口(コールセンター)

とき 月～日曜午前9時～午後10時(祝日を含む)

対応内容 感染の予防に関することや、新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談

☎0570-550571(ナビダイヤル)多言語(日本語、英語、中国語、韓国語)対応
聴覚障害がある人等の相談窓口
FAX5388-1396

厚生労働省電話相談窓口

とき 午前9時～午後9時
※土・日曜、祝日も対応しています。
☎0120-565653(フリーダイヤル)

問い合わせ

防災課危機管理担当 ☎3578-2515
保健予防課保健予防係 ☎6400-0081

12月31日投函分まで 郵送申請する際の郵送料を区が負担します

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送可能な手続きに要する郵送料を区が負担します。

一定期間、郵送料を無料とすることで、窓口の混雑緩和につなげます。

主な対象手続き

- 各種証明書(住民票、戸籍に関する証明、特別区民税課税・納税証明書)の請求
 - 各種補助金交付申請・実績報告
 - 国民健康保険料、介護保険料等の減額・減免申請
 - 融資あっせんに関するもの
- ※以上の4項目以外にも対象となる場合がありますので、各種手続きの担当窓口にお問い合わせください。

手続きの概要

区民等が発送する区宛ての各種手続きに係る郵便物の郵送料は、料金受取人払

いの方法によって、区が郵送料を負担します。

港区ホームページに、料金受取人払いの様式を掲載しています。様式を印刷して、封筒に貼付することで、切手を貼らずに区に郵便物を郵送することができます。

実施期間

12月31日(木)投函分まで
詳しくは、港区ホームページをご覧ください。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、港区ホームページの郵送料についてのページをご覧いただけます。

問い合わせ

企画課区役所改革担当
☎3578-2622

新型コロナウイルス感染症に関する区の最新情報は 港区ホームページをご覧ください

区は、港区ホームページ内「新型コロナウイルス感染症について」のページを毎日更新して情報発信をしています。

また、港区ホームページの画面右下に表示されている「相談チャット」は、24時間いつでも新型コロナウイルスに関する質問にお答えしています。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、港区ホームページをご覧ください。

問い合わせ

区長室広報係 ☎3578-2036

「特別定額給付金」の申請書を受け付けし、給付しています

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づく「特別定額給付金」の申請受付および給付をしています。

受給権者

住民基本台帳に記録されている人の属する世帯の世帯主

必要書類

- (1) 申請者本人確認書類の写し(運転免許証、パスポート、健康保険証等)
- (2) 振込先金融機関口座確認資料の写し(通帳、キャッシュカード等、振込先の金融機関や口座番号が確認できるもの)

受付期間

郵送による申請
5月25日～8月25日(火・消印有効)

※「特別定額給付金」申請書に同封されている返信用封筒をご利用ください。

インターネットによる申請

5月1日～8月25日(火)

給付予定日

区が申請書を受理してからおおむね1カ月後

臨時窓口を設置しています

表の臨時窓口において、お持ちいただいた申請書の内容確認や記入方法の補助を行っています。お持ちいただいた申請書に不備等が無い場合、申請書受

付をすることとしました。

受付時間

午前8時30分～午後5時

設置場所

表のとおり

※麻布区民協働スペースは麻布地区総合支所とは別施設です。

表 臨時窓口設置場所一覧

総合支所名等	設置場所
芝	1階 はなみずき横
麻布	麻布区民協働スペース3階
赤坂	1階 会議室
高輪	4階 通路内
芝浦港南	1階 管理課前スペース
台場分室	2階 通路内

特別定額給付金に関連した犯罪が発生しています

- 「個人情報」「通帳・キャッシュカード」「暗証番号」の詐取にご注意ください。
- 区市町村の職員が現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることは絶対にありません。
- 区市町村の職員が「特別定額給付金」の給付のため、手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。

問い合わせ

港区特別定額給付金コールセンター ☎6730-9401

令和2年6月21日
港区公報号外

令和元年度
下半期

港区の家計簿

問い合わせ

財政課財政担当 ☎3578-2101
○表4について
契約管財課管財係 ☎3578-2131

港区の財政状況をお知らせします

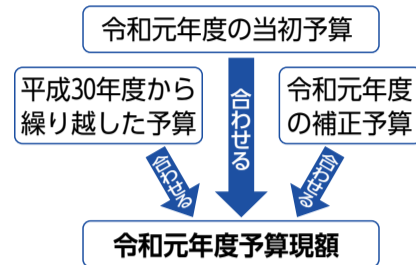
※計数については、表示単位未満を四捨五入し、端数処理を行っていないため、合計等と一致しない場合があります。

区では、毎年6月と12月の年2回、「港区の家計簿」として、皆さんが納めた税金がどのように使われているのかをお知らせしています。

また、9月頃にはバランスシート等を活用して区の財政状況を分かりやすく解説した「港区財政レポート」を発表しています。

※**グラフ1**の数値は、令和2年3月31日現在のものです。

図 予算現額のイメージ



予算は、1つの会計年度における収入と支出の見積もりまたは計画です。図のように、前年度で執行が終わらずに繰り越した予算と当年度開始前に成立した当初予算と当初予算調製後に起きたことに対応する補正予算(増額・減額)を合わせたものが予算現額となります。

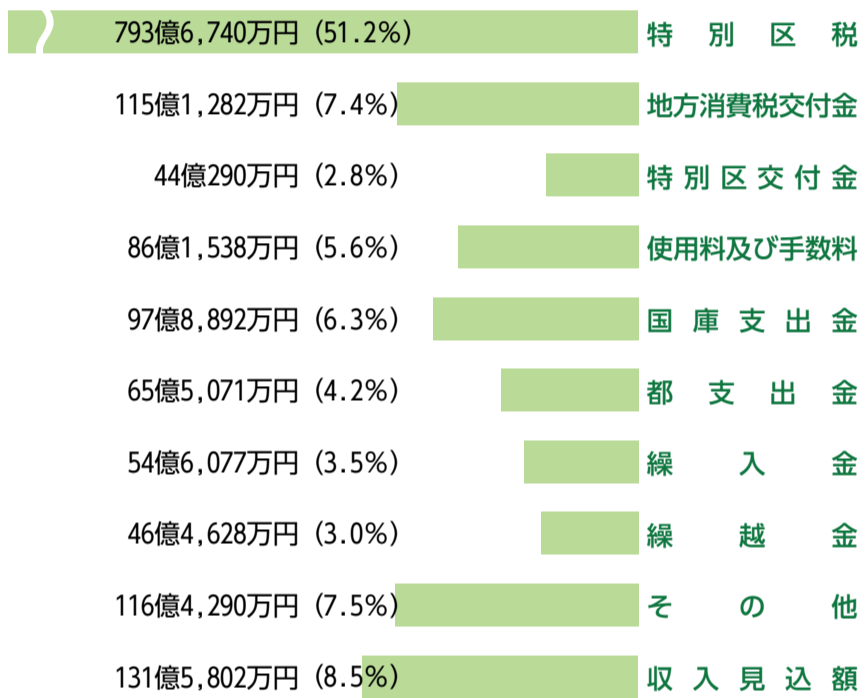
一般会計

一般会計は、特別区税を主な財源として、区の基本的な活動に必要な経費を計上した根幹となる会計です。

予算現額 **1,551億4,609万円**

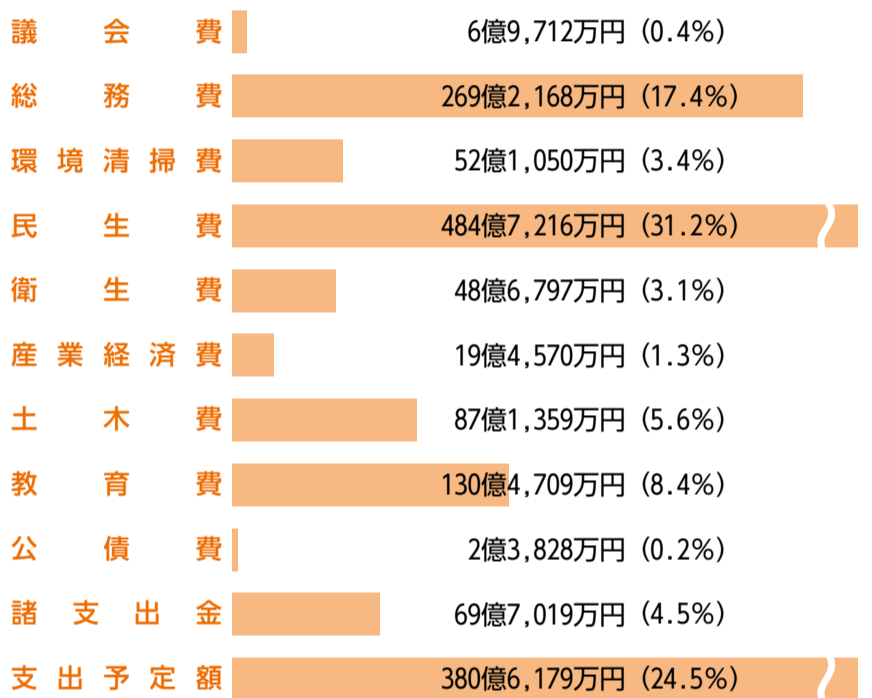
グラフ1

歳入



歳出

※()内は構成比率



主な歳入の説明

- 特別区税** 特別区民税やたばこ税等
- 地方消費税交付金** 地方消費税のうち、区へ交付されるもの
- 特別区交付金** 特別区財政調整交付金
- 使用料及び手数料** 施設の使用料や住民票の発行手数料等
- 国庫支出金** 国からの負担金・補助金等
- 都支出金** 東京都からの負担金・補助金等
- 繰入金** 基金からの繰入金等

主な歳出の説明

- 議会費** 議会の運営のための経費
- 総務費** 区役所の運営や防災のための経費
- 環境清掃費** 環境保全や清掃事業のための経費
- 民生費** 高齢者や障害者、子どもたちの福祉のための経費
- 衛生費** 健康を守るための経費
- 産業経済費** 産業振興のための経費
- 土木費** 道路、公園、住宅の整備等のための経費
- 教育費** 学校教育や社会教育等のための経費
- 公債費** 特別区債の返済のための経費

補正予算

当初予算の調製後、計画していないことが起きた場合に、既定の予算に変更を加える予算のことです(表1)。

表1 令和元年度各会計予算の補正状況

会計	補正予算額※
一般会計	134億3,961万円
国民健康保険事業会計	△2,522万円
後期高齢者医療会計	6,724万円
介護保険会計	4億7,952万円

※補正予算額は、全ての補正事業の増額だけでなく、減額も含まれているため、主な補正事業の金額合計とは一致しません。

主な補正事業	金額
基金への積み立て(震災復興基金、子育て王国基金等)	161億6,660万円
幼児教育・保育の無償化にかかる経費	4億2,727万円
浸水ハザードマップを更新するための経費	9,756万円
子どものインフルエンザワクチン接種費用助成にかかる経費	9,573万円
小児初期救急診療を土曜日夜間へ拡大するための経費	196万円

基金と特別区債の現況

一般家庭に例えると、基金は「預金」、特別区債は「借金」に当たります。令和元年度は、将来に備えて震災復興基金等に積み立てを行いました(表2)。特別区債は計画的に償還しており、新たな起債はしていませんので、残高は減少しています(表3)。

※基金、特別区債の現在高は令和2年3月31日現在
※人口(26万1,923人)、世帯数(14万8,848世帯)は令和2年4月1日現在のものです。

表2 基金の現在高

合計	1,719億9,156万円	前年同期に比べ、115億9,331万円増加
区民1人当たりの基金	65万6,649円	前年同期に比べ、3万6,623円増加
1世帯当たりの基金	115万5,485円	前年同期に比べ、6万4,177円増加

表3 特別区債の現在高

合計	5億516万円	前年同期に比べ、2億2,460万円減少
区民1人当たりの区債	1,929円	前年同期に比べ、892円減少
1世帯当たりの区債	3,394円	前年同期に比べ、1,571円減少

※電話帳番号のかけ間違いにご注意ください。

特別会計

特別会計は、特定の事業を行う場合にその収支を明確にするため、一般会計とは別に経理する会計です。港区には次の3つの特別会計があります。 ※グラフ2～グラフ4の数値は、令和2年3月31日現在のものです。

国民健康保険事業会計

グラフ2

歳入

歳出

※()内は構成比率

予算現額
242億6,990万円

主に自営業の人を対象とした健康保険事業の収支を表したものです。

72億2,825万円 (29.8%)	国民健康保険料	総務費	4億4,575万円 (1.8%)
132億9,295万円 (54.8%)	都支出金	保険給付費	133億3,779万円 (55.0%)
20億9,975万円 (8.7%)	繰入金	国民健康保険事業費納付金	93億9,159万円 (38.7%)
13億6,328万円 (5.6%)	繰越金	共同事業拠出金	0万円 (0.0%)
2,074万円 (0.1%)	その他	保健事業費	1億4,809万円 (0.6%)
2億6,494万円 (1.1%)	収入見込額	諸支出金	2億1,423万円 (0.9%)
		歳出見込額	7億3,244万円 (3.0%)

後期高齢者医療会計

グラフ3

歳入

歳出

※()内は構成比率

予算現額
56億1,178万円

主に75歳以上の高齢者を対象とした医療事業の収支を表したものです。

31億7,188万円 (56.5%)	後期高齢者医療保険料	総務費	1億283万円 (1.8%)
1万円 (0.0%)	使用料及び手数料	広域連合負担金	52億1,166万円 (92.9%)
19億3,784万円 (34.5%)	繰入金	保険給付費	6,463万円 (1.2%)
1億1,301万円 (2.0%)	繰越金	保健事業費	1億251万円 (1.8%)
1億1,785万円 (2.1%)	諸収入	諸支出金	408万円 (0.1%)
2億7,119万円 (4.8%)	収入見込額	支出見込額	1億2,607万円 (2.2%)

介護保険会計

グラフ4

歳入

歳出

※()内は構成比率

予算現額
173億9,056万円

介護を要する人への介護サービスや介護予防サービスの提供を行う保険事業の収支を表したものです。

40億1,940万円 (23.1%)	介護保険料	総務費	5億3,276万円 (3.1%)
31億4,285万円 (18.1%)	国庫支出金	保険給付費	131億2,902万円 (75.5%)
36億5,369万円 (21.0%)	支払基金交付金	地域支援事業費	8億6,980万円 (5.0%)
22億79万円 (12.7%)	都支出金	基金積立金	4億75万円 (2.3%)
30億1,927万円 (17.4%)	繰入金	諸支出金	7,760万円 (0.4%)
4億7,557万円 (2.7%)	その他	支出見込額	23億8,065万円 (13.7%)
8億7,899万円 (5.1%)	収入見込額		

公有財産の現況

※数値は、令和2年3月31日現在のものです。

表4 公有財産の現況

種別	内訳	数量	金額
土地	区役所・学校・公園等の敷地	264箇所 820,404.46㎡	7,013億601万円
建物	区役所・学校・公園等の建物	361棟 722,001.36㎡	1,971億7,024万円
工作物	区役所・学校・公園等の工作物	—	43億3,165万円
地上権等	地上権	1カ所 1,964.70㎡	1,020万円
有価証券	株券	—	3億4,774万円
出資による権利	財団法人等への出資金	—	5億5,894万円
特許権等	商標権	5件	126万円
合計			9,037億2,605万円

土地・地上権等	固定資産税路線価をもとに評定した価格または購入価格
建物	建築費または購入価格
工作物	建築費または製造費
有価証券	額面金額
出資による権利	出資金額
特許権等	取得に要した金額

一時借入金

一時的に資金が不足するときに、年度内に返済することを条件に金融機関等から借りる資金のことをいいます。令和元年度は一時借入は行っていません。

区民負担の概況

令和元年度分として課税した特別区民税の額は、令和2年3月31日現在、約824億3,828万円です。区民1人当たり、1世帯当たり、納税義務者1人当たりの負担額を計算すると、表5のとおりです。

表5 特別区民税負担の概要

区民1人当たりの負担額	31万4,742円	前年同期に比べ、2万5,665円増加
1世帯当たりの負担額	55万3,842円	前年同期に比べ、4万5,037円増加
納税義務者1人当たりの負担額	53万7,502円	前年同期に比べ、3万9,528円増加

※人口(26万1,923人)、世帯数(14万8,848世帯)は令和2年4月1日現在、納税義務者数(15万3,373人)は令和2年3月31日現在のものです。
※特別区民税の額には滞納繰越分を含みます。

◆書面やファックスでの申し込みの際には、摩擦熱等の温度変化で筆跡が消えるボールペン等の使用をお控えください。

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。



子育て・関連情報

子育てに関する悩みや相談があればお寄せください



区では、子育てや、子ども自身の悩みの相談に保育士・保健師・心理士等や港区子育て支援員研修を修了した相談員が対応しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、家にいることが多くなっている中、子育てに関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

子育てコーディネーター相談室

子育てやお子さんの成長・発達に関する不安や悩み等、どんなことでもご相談ください。

電話受付時間(子ども家庭支援センター)

- 月・水・金・土曜:午前10時～午後5時
- 火・木曜:午前10時～午後7時

※日曜、祝日、年末年始は受け付けていません。 ☎6400-0094

「あい・ぽーと」の子育てコーディネーター室もご利用ください

電話での相談はもちろん、パソコンやスマートフォンの画面を通じたオンラインでの相談も受け付けています(予約制)。詳しくは、あい・ぽーとホームページ

<https://www.ai-port.jp/aiport/>をご覧ください。

所在地

南青山2-25-1

電話受付時間

- 月・火・木・土曜:午前10時～午後5時
- 水・金曜:午前10時～午後7時
- ※日曜、祝日、年末年始は受け付けていません。 ☎6434-7677

子どもと家庭の総合相談

子育てや、子どもの悩みの相談に保育士・保健師・心理士等の資格を持った相談員が対応しています。

児童虐待の相談

子ども家庭支援センターでは、相談専用ダイヤルを設置しています。身近に虐待の疑いがある子どもを見つけたら、相談専用ダイヤルにご連絡ください。連絡した人は守秘義務によって

守られ、それが結果として虐待でなかったとしても責任を問われることはありません。

相談専用ダイヤルの電話受付時間

- 月・水・金・土曜:午前9時～午後5時
- 火・木曜:午前9時～午後7時

※日曜、祝日、年末年始は受け付けていません。 ☎6400-0092

子どもの悩みに応える「みなと子ども相談ねっと」

子ども自身が悩みや心配事を相談できます。相談は、携帯電話、スマートフォンやパソコンから、名前を言わなくても相談できます。

みなと子ども相談ねっと

<https://minato.kodomosoudan.net/>

問い合わせ

子ども家庭支援センター子ども家庭サービス係 ☎6400-0090 FAX3455-4539

母子メンタルヘルス相談

妊娠・出産・育児期にある女性が抱える心の問題に対して、専門の医師が面接で相談に応じます。

☑ 区民で妊娠中・育児中の母親とその家族※保育あり(申込時にお申し出ください)

☎ 6月26日(金)・7月3・17日(金) 午後2時15分～4時15分

☞ みなと保健所

☎ 電話で、健康推進課地域保健係 ☎6400-0084

または各総合支所区民課保健福祉係へ。 ☎7面欄外参照

☎ 健康推進課地域保健係 ☎6400-0084 FAX3455-4460

のんびりサロン

親子でのんびりと過ごせるフリースペースです。体重測定ができます。

☑ 区民で、令和2年3～6月生まれのお子さんとその保護者※1カ月児健診後にご参加ください。

☎ 7月6日(月)午前9時30分～11時30分(受付時間:午前10時30分まで)

☞ みなと保健所

持ち物 母子健康手帳、バスタオル

☎ 当日直接会場へ。

☎ 健康推進課地域保健係

☎6400-0084 FAX3455-4460

グループお母さんの時間「育児や家庭の大変な気持ちを語り合い、分かち合う集いの場」

☑ 区民で、育児中の母親※保育あり(申込時にお申し出ください)

☎ 6月25日(木)午後1時30分～3時

☞ みなと保健所

☎ 電話で、健康推進課地域保健係へ。 ☎6400-0084

☎ 健康推進課地域保健係 ☎6400-0084 FAX3455-4460

歯並び・かみ合わせ相談

「矯正治療はいつから始めればよいか」という相談が増えています。お子さんの歯並び・かみ合わせについて、区内の矯正歯科専門医が相談を受けます。※精密な検査や治療をするものではありません。

☑ 3歳～小学6年生

☎ 7月22日(水)午後3時～4時40分

☞ みなと保健所

☎ 12人(申込順)

☎ 電話で、健康推進課地域保健係へ。※予約した日に参加できなくなった場合は、必ずキャンセルの連絡をお願いします。 ☎6400-0084

☎ 健康推進課地域保健係

☎6400-0084 FAX3455-4460

親子で学ぼう!「憲法とジェンダー平等」

☑ 区内在住・在勤・在学者(小学生以下は保護者同伴)、またはテーマに関心のある人

☎ 7月26日(日)午後2時～4時

☞ 男女平等参画センターリーブラホール(みなとパーク芝浦1階)

☎ 40人(申込順) 詳しくは、男女平等参画センターホームページ

<https://www.minatolibra.jp/>をご覧ください。

☎ 電話で、6月22日(月)から、男女平等参画センターへ。男女平等参画センターホームページからも申し込みます。 ☎3456-4149

明るい選挙啓発ポスター募集

投票参加等選挙への関心を高めるものや、公正な選挙の実現を呼びかけるポスターを募集します。作品は、一人一点自作のもので、画用紙の四つ切、八つ切またはそれに準ずる大きさで、絵描画材料は自由です。

☑ 区内在住・在学の小・中学生、高校生

☎ 小・中学生、高校生の対象ごとに入賞作品を選定し、その中から最優秀作品を決定します。入賞、佳作受賞者に賞状と副賞を贈ります。入選作品は東京都が選考するポスターコンクールへ推薦します。

入選作品は「広報みなと」に掲載し、区民センター等で展示します。港区ホームページへの掲載も予定しています。※作品の著作権は港区選挙管理委員会に帰属し、選挙啓発として使用します。

☎ 作品の裏面右下に学校名・学年・氏名(ふりがな)を明記の上、郵送で、9月11日(金・必着)までに、〒105-8511 港区役所選挙管理委員会事務局へ。 ☎3578-2771

☎電話相談のかけ間違いないようご注意ください。

子ども家庭応援コラム すべての子どもの笑顔のために

第3回

第3回目のコラムは、夫婦げんかを与える子どもへの影響についてです。

子どもの前で夫婦げんかをしていませんか。子どもには分からないだろうと思っても、実際の言葉のやり取りや、家庭内の雰囲気から、両親がげんかをしていることを敏感

に察することがあります。

子どもにとって大好きなお父さん・お母さんが目の前でけんかをするのは、子どもの年齢を問わず精神的に大きな影響を与えます。「けんかの原因は自分ではないか」と自分を責め、自己肯定感を持てなくなったり、心安らぐ場所であるはずの家が居心地の悪い場所になったりと、二次的な被害へと進んでしまう事も少なくありません。また、継続的に両親のけんかを見聞きすることで、脳の視覚野の一部が委縮し、記憶力や学習能力が低下することや、脳の海馬やへんとう体にも異常を

たし怒りや不安を感じやすくなるのが、脳科学の研究で近年明らかになってきました。

そうは言っても、夫婦げんかを全くしない家庭は少ないと思います。

もし、夫婦げんかになりそうときは、子どものいない場所に移動するか、夫婦のどちらかがクールダウンのために席を外すようにしましょう。

それでも子どもの前で夫婦げんかになってしまったときは、お父さんとお母さんが仲直りをするところまで見せ、けんかの原因が「あなたではないんだよ」というメッセージを

子どもに送り、安心感を与えてあげましょう。

子ども家庭支援センターは、子どもとお父さん、お母さんが笑顔で過ごせるように応援する機関です。お気軽にご相談ください。

子ども家庭支援センター相談専用ダイヤル ☎6400-0092

問い合わせ

子ども家庭課児童相談所設置準備担当 ☎3578-2177
子ども家庭支援センター相談支援係 ☎6400-0091

事業・イベント等への参加を検討している皆さんへ

紙面上でお知らせしているイベントや事業等を延期または中止する場合があります(最新の情報は、港区ホームページをご覧ください)。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、施設入館時に個人情報(氏名・緊急連絡先)を集めます。区が集めた個人情報は、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供する場合があります。

凡例 ☑ 対象 ☎ とき ☎ 場所 ☎ ところ ☎ 内容 ☎ 定員・募集人員 ☎ 申し込み ☎ 問い合わせ ☎ 選考方法 ☎ 担当課

はり・マッサージサービス

☎ 65歳以上の区民
 時 7月21・22日(火・水)
 所 白金台いきいきプラザ
 人数 60人(申込順)
 費用 1000円(利用料)
 その他 新型コロナウイルス感染症対策のための個人情報の取り扱いについては6面欄外参照
 ☎ 電話で、6月30日(火)午後5時までに、白金台いきいきプラザへ。 ☎3440-4627

老人クラブ 加入のご案内

老人クラブは、地域の高齢者(おおむね60歳以上)で構成された会員数30人以上の団体です。高齢者の生きがいと健康づくりを目的として、会員相互の親睦を深め、健康を増進する活動、生きがいを高める活動、さらに社会奉仕活動等を行い、いきいきプラザ等で行っています。老人クラブに加入して、地域で新

たな「輪」を広げてみませんか。
申し込み お住まいの地域で、加入できる老人クラブを紹介しています。
 加入を希望する人は、各総合支所協働推進課協働推進係へ連絡先

問い合わせ

各総合支所協働推進課協働推進係
 保健福祉課地域保健福祉係

☎欄外参照
 ☎3578-2378

高齢者 関連情報

一部65歳以下を対象とした内容も掲載しています

をお問い合わせの上、各老人クラブへ直接お申し込みください。
費用 年額500円～2500円程度で、老人クラブごとに会費が定められています。

安全安心に関する 区のサービスのご案内

住まいの防犯対策に要した費用の一部を助成します

対象 区民
助成対象の防犯対策 現在居住する住宅に行った玄関錠の交換や補助錠の取り付け、窓への防犯フィルムの貼り付け等
助成対象費用 区が定めた箇所および品目による防犯対策に要した費用(5000円以上)
助成金額 助成対象費用の2分の1の額(100円未満切り捨て、上限1万円)
申し込み 郵送または直接、申請書に必要事項を明記し、申請者氏名・領収年月日・防犯対策の内容等必要事項が記載された領収書(原本)を添付の上、各総合支所協働推進課協働推進係へ。郵送での申し込みを希望する場合は、事前に、電話でご相談ください。
注意事項
 (1)カタログ等資料の提出をお願いします。
 (2)助成対象の防犯対策に要した費用を支払った日から90日以内に、申請書および領収書原本をご提出ください。
 (3)領収書は返却できません。
 (4)助成は、1世帯1回限りです。

(5)賃貸住宅にお住まいの人は、必ず所有者の了解を得てください。

共同住宅の共用部分等に対する防犯機器の新たな設置に要した費用を助成します

対象
 (1)区内の分譲マンション管理組合等および公共住宅等に居住している住民で構成されている団体等
 (2)区内の賃貸住宅所有者
助成対象の建物
 (1)建築基準法その他関係法令に適合していること
 (2)現に住宅として使用されていること
 (3)住宅に係る部分の床面積の割合が全体の床面積(共有部分等を除く)の5割を超えていること
 ※分譲マンション・公共住宅については、以下の要件も加わります。
 ①管理組合等が整備されていること
 ②管理組合総会または理事会等において防犯機器の設置について議決または予算措置されていること
助成対象の防犯機器 防犯カメラシステム、センサー付きライト・アラーム、オートロックシステム等
助成対象費用 助成対象建物の共用部分等に対する助成対象防犯機器の

落に関する問い合わせ・調査は差別行為であり、許されません。

平成28年12月には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は「現在もなお部落差別が存在する」と明記した上で、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

平成30年10月に区が実施した「人権に関する区民意識調査」においても、「被差別部落」「同和地区」あるいは「部落」という言葉にどのような印象を受けますかという問いに対し、「閉鎖的」と回答した人が47.7パーセント、「貧しい」と回答した人が38.9パーセントいました。

部落差別を解消するためには、私たち一人一人が部落差別について理解を深め、差別をすることやさせることのないよう、行動していくことが大切です。

問い合わせ

総務課人権・男女平等参画係
 ☎3578-2027

新たな設置に要した費用
 ※リース(賃借)の場合は、設置初年度分の費用
助成金額 助成対象経費総額の2分の1の額(100円未満切り捨て、上限50万円)
申し込み 設置工事を開始する前に、各総合支所協働推進課協働推進係に相談し、申請書に必要事項を明記の上、必要書類を添えて、郵送または直接、各総合支所協働推進課協働推進係へ。郵送での申し込みを希望する場合は、事前に電話でご相談ください。
 ※申請後、必ず防犯診断(診断費用は区が負担)を受けていただきます。

注意事項

- (1)助成は1対象者につき1回、1住宅のみです。
- (2)各個人の住居部分(専有部分)についての防犯対策は対象になりません。

共通事項

郵送申請の場合、郵送料を区が負担することもできます。宛先に各総合支所協働推進課協働推進係を記入してください。詳しくは、3面をご覧ください。

送付先・問い合わせ

各総合支所協働推進課協働推進係
 ☎欄外参照

がん在宅緩和ケア支援センター 情報室

2回目 がんの相談窓口



ういケアみなと交流スペース

現在の日本では、がんは2人に1人がかかるといわれており、がんにかかるかもしれないという不安は誰もが持っていることでしょう。

がんに関する不安や、治療に関する疑問、療養先の選択、副作用による生活のしづらさ、職場復帰に関して等、さまざまな相談ができる場所として、がん相談支援センターがあります。

がん相談支援センター

がん相談支援センターは、全国のがん診療連携拠点病院や小児がん拠点病院、地域がん診療病院に設置されています。通院・入院の有無に関わらず、がん患者やその家族だけでなく、どなたでも無料で利用することができ、看護師やソーシャルワーカー等が相談を受けています。最初は漠然とした不安や疑

問でも、話をする中で問題が明確になったり、自分が大事にしたいことに気づくこともあります。がん患者とその家族が、別々に相談することもできます。家族はがん患者を支えることに一生懸命になり、自分のことは後回しにしてしまう傾向があります。大切な人を支えるために、自分自身の気持ちや体と向き合うことも必要です。相談した内容が相談者の同意無しに他者へ知られることはありません。電話や匿名での相談も可能です。

区内の相談窓口

区内には、病院の他に地域でもがんについて相談ができる場所があります。医療者とのコミュニケーションに悩んでいる、患者本人(家族)には言えない等の相談もゆったりとした空間で話すことができます。一人で悩まずにご相談ください。

がん在宅緩和ケア支援センター 相談専用電話

☎6450-3387
 詳しくは、がん在宅緩和ケア支援センターホームページ
<https://www.minato-hpccsc.jp/>
 をご覧ください。

問い合わせ

がん在宅緩和ケア支援センター
 受付時間:月～金曜 午前10時～午後9時
 土曜 午前10時～午後5時
 ☎6450-3421 FAX6450-3583

私たちの力で 人権の世紀に

部落差別(同和問題)について正しく理解しよう

部落差別(同和問題)とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分制度等に起因する差別が、さまざまなかたちで現れている日本固有の人権問題です。

現在もなお、被差別部落(同和地区)出身という理由で差別を受けている人々がいます。

例えば、結婚や就職に際し、被差別部落出身者を排除する目的で、身元調査を実施するといった行為が後を絶たない他、公共施設等への差別落書きも発見されています。また、不動産会社等を通じ、被差別部落であったかどうかの調査を依頼する、土地差別調査事件も繰り返されています。中には、行政機関へ問い合わせるケースもあります。被差別部

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。



MINATO シティハーフマラソン2020の開催を中止します

港区マラソン実行委員会では、11月29日(日)に「MINATOシティハーフマラソン2020」を開催するため準備を進めていましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を鑑み、開催の中止を決定しました。

ランナーとして参加される皆さんをはじめ、医療関係者を含む運営スタッフやボランティアの皆さん、協賛いただく企業の皆さん、沿道で応援される区民の皆さん、交通規制に伴う警備員や関係機関の皆さん等の安全・安心を確保することが難しいと判断したため

です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が一刻も早く収束することを切に願うとともに、次年度以降の安全・安心な大会運営に向け調整を進めていますので、今後ともご理解・ご協力をお願いします。

問い合わせ
港区マラソン実行委員会事務局
☎5770-1400

担当課 企画課オリンピック・パラリンピック推進担当

夏場の食中毒に注意しましょう

気温や湿度が上がると、細菌が増えやすくなり、食中毒が発生する危険性が高まります。食品の衛生的な取り扱いを心掛け、食中毒予防の三原則を守り、夏場の時期を健康に乗り切りましょう。

正しい「手洗い」が食中毒予防の基本です

手洗いは、**図**の手順で行いましょう。

①～⑦を2回、手指の汚れをこすり落とすような感覚で丁寧に行いましょう。①～⑦までを2回繰り返すと、より効果的です。

図 正しい手洗いの方法



食中毒予防の三原則

「つけない・ふやさない・やっつける」

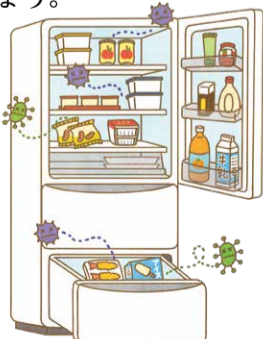
つけない

手洗いは「ゆっくり・2回手洗い」を目標に行い、汚れを確実に落としましょう。また、肉等を切った後の包丁やまな板には細菌が多く付着しています。使用後はよく洗浄して、熱湯または塩素系漂白剤で消毒し、乾燥させて保管しましょう。

ふやさない

食材の温度が上がると、細菌が増え、傷みややすくなります。こまめに冷蔵庫に保管するように努めましょう。

冷蔵庫内は10度以下、冷凍庫内はマイナス18度以下にし、詰めすぎに注意しましょう。



やっつける

食品は内部までしっかり加熱しましょう。生の肉を加熱するときは、肉の色が変わり、肉汁が透明になるのが目安です。



問い合わせ

生活衛生課食品安全推進担当 ☎6400-0047

資源プラスチックの分別にご協力ください



資源プラスチックとは

ペットボトルのラベルやふた等の「キャップ」、弁当の容器等の「トレイ」、卵等の「パック」、カップ麺等の容器、シャンプー等の「ボトル」です。容器や包装に付いているプラマークを目安に分別し、資源プラスチックとして出してください。プラマークの無い製品プラスチック(プラスチック製のおもちゃ等)も対象です。



プラマーク

プラスチックの汚れの落とし方

食べかす等が付いたままでは、資源プラスチックとして出すことはできません。食べかす等は古布で拭き取る・残り水ですすぐ等して、汚れを落としてください。洗剤で洗う必要はありません。食べ物の色素が残っている程度なら、資源プラスチックとして出すことができます。

資源プラスチックは、種類を問わず、全て同じ袋にまとめて入れて出してください。

汚れの落とせないプラスチックは

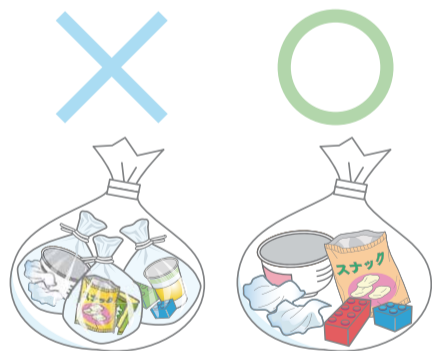
油の容器、醤油の小袋等の汚れの落とせないプラスチックは、可燃ごみで出してください。

資源プラスチックの出し方

ふた付きの容器、または中身の見える袋に入れて出してください。

袋に入れて出す場合のお願い

袋は二重にしないでください。資源プラスチックが入っている袋は、港資源化センターで破いてリサイクルできないものが混入していない



資源プラスチックの出し方のイメージ

か、人の目で確認しています。小袋にプラスチックを入れて、さらに大きな袋にまとめてしまうと、人の手で再び小袋を破る必要があります。

また、危険物の混入をチェックする際に支障が生じ、作業員のケガにつながることもあります。

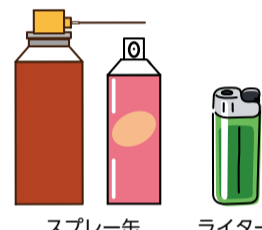
資源プラスチックとして出せないもの「禁忌品」にご注意ください

電池・刃物類・注射針等の医療系廃棄物等は、資源の収集や再生工場で作業する際に危険な「禁忌品」と呼ばれています。

禁忌品を混入させると、回収の作業員等がケガをする恐れがあるため絶対に混入させないでください。

「禁忌品」の例とその出し方

- 在宅医療に伴い排出される廃棄物(点滴パック・点滴チューブ・注射筒等)は可燃ごみで出してください。
- 剃刀(刃を含む)・電池・ライター・ガラス片・スプレー缶等は、不燃ごみで出してください。



スプレー缶 ライター

- リチウムイオンバッテリー等の充電式の電池やボタン電池は、区は回収できません。販売店に設置されている回収ボックスに出してください。



ボタン電池

※詳しくは、港区ホームページや、資源とごみの分別ガイドブックでご確認ください。

資源プラスチックから再生される主なリサイクル製品

資源プラスチックは再生工場に運ばれ、プランターやごみ袋等のプラスチック製品や、工業用アンモニア等々にリサイクルされています。

問い合わせ

- 資源プラスチックの分別について
みなとリサイクル清掃事務所清掃事業係 ☎3450-8025
- 資源プラスチックのリサイクルについて
みなとリサイクル清掃事務所ごみ減量・資源化推進係 ☎3450-8025

令和元年度 港区食品衛生監視指導の実施結果を公表します

食品衛生法に基づき公表します。

閲覧方法

「令和元年度港区食品衛生監視指導の実施結果」は、生活衛生課(みなと保健所5階)、区政資料室(区役所3階)、各総合支所管理課、各港区立図書館(高輪図書館分室を除く)、港

区消費者センターおよび港区ホームページでご覧いただけます。

問い合わせ

生活衛生課食品安全推進担当 ☎6400-0047

港区広報番組をご覧ください

6月21日更新「港区広報トピックス(20分番組)」

内容 子どもと子育てに関する相談支援 他

放送期間 6月21日(日)～30日(火)

J:COMチャンネル港・新宿(11ch)の他、港区ホームページ、YouTube、ちいばす・お台場レインボーバス車内でもご覧いただけます。



在宅の重度障害児(者)の皆さんに「衛生キット」を配付し、 新型コロナウイルス感染症感染防止を啓発します

区は衛生キットの梱包作業を障害者就労継続支援事業所において、障害のある人の就労支援を行います

医療的ケアが必要な人、基礎疾患を持つ重症化しやすい人、新型コロナウイルス感染症を不安に思う人等、在宅の重度障害児(者)の皆さんに対して、区は、マスク・手指消毒液・除菌シートをセットにした「衛生キット」を配付し、感染防止の取り組みを啓発します。あわせて、新型コロナウイルス感染症の影響によって、仕事が減っている障害者就労継続支援事業所に区が衛生キットの梱包作業を委託することで、事業所で就労し

ている障害者の皆さんが感染症流行前のように生活リズムを保ちつつ、工賃を得て安定した日常生活を送ることができるよう、障害者の皆さんの就労を支援します。
衛生キット配付の概要
開始時期 6月中旬から
対象者 (1)～(4)に該当する人で在宅で生活している人に限ります(約2750人)。
(1)医療的ケアが必要な児童および障害者
(2)身体障害者手帳1・2級の人

(3)愛の手帳1・2度の人
(4)精神障害者保健福祉手帳1級の人
衛生キットの内容(1人当たり)
区から感染防止の啓発メッセージ、マスク(50枚)、手指消毒液や除菌シート

問い合わせ
障害者福祉課障害者支援係
☎3578-2462 FAX3578-2678

障害者 関連情報

障害者支援施設「新橋はつらつ太陽」の入所者募集について

☑ 18歳以上65歳未満の知的障害者で障害支援区分4以上の人
📅 9月(予定)
👤 女性1人
☎ 電話で、6月22日(月)～7月15日(水)に、新橋はつらつ太陽(受付時間:午前9時～午後5時)へ。
☎3433-0181 FAX3433-0197
🏢 障害者福祉課障害者支援係
☎3578-2689 FAX3578-2678

「お口の健診」「口腔がん検診」「すこやかちゃんフッ素塗布」の開始のお知らせ



新型コロナウイルス感染症の影響により、開始を延期した「お口の健診」「口腔がん検診」「すこやかちゃんフッ素塗布」は、6月15日から開始しています。5月下旬に区が郵送した受診券が必要です。お手元にはない人はお問い合わせください。

お口の健診

対象 令和3年3月31日現在で20歳以上

上の区民および妊娠中の区民
内容 問診・歯の診査・だ液の検査・噛む機能の検査・舌の汚れの検査・結果の説明・お口からの健康指導

口腔がん検診

対象 令和3年3月31日現在で40歳以上の区民
内容 問診・視診・触診・生活習慣

改善指導・自己検査法
すこやかちゃんフッ素塗布
対象 令和3年3月31日現在で4・5・6歳の区民
内容 歯科健診・フッ素塗布・歯科保健指導

お詫びと訂正

●広報みなと6月1日号の9面に掲載した「お口の健診・口腔がん検診すこやかちゃんフッ素塗布の開始時期延期のお知らせ」の記事中に記載した、「東京都電子自治体共同運営サービス」のURLに、誤りがありました。広報みなと6月11

日号2面欄外に一度訂正いたしました。正しくは次のとおりです。
<https://www.e-tokyo.lg.jp/>
●「お口の健診と口腔がん検診のご案内」および「すこやかちゃんフッ素塗布のお知らせ」の封書中の名簿の電話番号に誤りがありました。正しくは次のとおりです。
浜松町地区「浜松町矯正歯科」
電話番号03-5422-1539

問い合わせ
健康推進課地域保健係
☎6400-0084

国民年金保険料の免除・納付猶予制度をご存じですか

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料が「免除」または「猶予」される制度があります。免除または納付猶予を受けた期間は、保険料を全額または一部納付した場合に比べ、将来の年金給付額が少なくなります。

学生は、学生納付特例の申請が優先となります。

免除(全額・一部) 本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合や失業等の理由がある場合、申請により全額または一部の納付が免除となります。令和2年度保険料額は表のとおり。

納付猶予 世帯主の前年所得が一定以上であるため、全額免除を受けることができない人でも、本人・配偶者の前年の所得が一定額以下の場合

や失業等の理由がある場合、申請により納付が猶予されます。

また、この制度は50歳未満の人が対象となります。

※全額免除に該当する人でも、希望により納付猶予を選択できます。

申請できる期間 過去に保険料の未納がある場合、申請月の2年1カ月前までさかのぼって申請できます。令和2年7月～令和3年6月の申請は、7月1日(水)から受け付けます。

保険料の追納 保険料が免除、納付猶予された期間は、10年以内であればさかのぼって保険料を納める(追納)ことができます。ただし、3年度目以降に追納するときには、当時の保険料に一定額が加算されます。

※追納は、港年金事務所へお申し込みください。☎5401-3211(代表)

失業等による特例免除 失業や倒産、事業の廃止等に該当する場合も、申請することにより、保険料の納付が免除や猶予される場合があります。申請には「離職票」等、国が定める失業等の事実が確認できる証明書の写しを申請書に添付する必要があります。

新型コロナウイルス感染症の影響による臨時特例手続き

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で収入が減少し、国民年金の保険料納付が困難な人については、失業や事業の休廃止に至らない場合でも、臨時特例による保険料免除・納付猶予の申請ができます。申請には所得見込額の申立書(所定の様式)が必要です。

表 令和2年度保険料額

免除額	保険料(月)
全額免除	0円
4分の3免除	4140円
半額免除	8270円
4分の1免除	1万2410円
通常納付	1万6540円

※一部免除が承認された期間の保険料を納めていない期間は、未納扱いとなり年金額に反映しません。

詳しくは港区ホームページをご覧ください。

対象期間 令和2年2～6月分
※7月分以降は7月1日(水)から受け付けます。

なお、学生納付特例についても臨時特例による申請ができます。

対象期間 令和2年2月分～令和3年3月分

問い合わせ
国保年金課国民年金係
☎内線2662～6

つくってみよう! マイナンバーカード



第3回マイナンバーカードに搭載される電子証明書とは

マイナンバーカードには電子証明書が搭載されています。その電子証明書を利用すれば、行政機関等への手続きを自宅のパソコン等からインターネットを利用して行うことができます。電子証明書は、「利用者証明用電子証明書」と「署名用電子証明書」の2種類があり、パスワードを用いて利用できます。

利用者証明用電子証明書

主にマイナポータルへのログイン

やコンビニ交付サービスによる住民票の写し等の証明書の交付等に利用します。ログインした人が、利用者本人であることを証明することができます。パスワードは4桁の数字を設定します。

署名用電子証明書

主にe-Tax(オンラインでの確定申告)等の電子申請等に利用します。電子申請時に、作成・送信した電子文書が、利用者本人が作成し、送信

したものであることを証明することができます。パスワードは6～16桁の英数字を設定します。

電子証明書の有効期間

電子証明書の有効期間は、原則として、発行日～5回目の誕生日です。ただし、署名用電子証明書については、引越しや婚姻等で住所・氏名・生年月日・性別のいずれかが変更された場合、無効となります。さらに、マイナンバーカードの有効期間が満了となった時点で、電子証明書の有効期間も満了となります。

電子証明書の更新

電子証明書の更新は、有効期間満了日の3カ月前からできます。

※利用者証明用電子証明書は3回連続、署名用電子証明書は5回連続でパスワードを間違えて入力した場合、パスワードロックがかかります。電子証明書の発行を受けた区市町村窓口でパスワードのロック解除等が必要です。詳しくは、公的個人認証サービスポータルサイト <http://www.jpki.go.jp/> をご覧ください。

問い合わせ
芝地区総合支所区民課個人番号カード交付推進担当 ☎3578-3151
芝地区総合支所区民課ナビダイヤル ☎0570-00-1277

「広報みなと」の 自宅配送について

「広報みなと」は、区民で、新聞購読をしていない人、区有施設で入手することが困難な人のうち、希望する人に自宅配送しています。また、自宅配送を申し込んだ人で、不要になった人、住所が変更になる人は、分かり次第早めに区長室広報係へご連絡ください。新規配送・配送停止・住所変更の手続きには、1カ月程度の期間がかかります。 区長室広報係 ☎3578-2036

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

みなと おしらせボード



凡例	対	対象	時	とき	所	ところ
	内	内容	人	定員・募集人員	申	申し込み
	問	問い合わせ	選	選考方法	担	担当課

※区役所・総合支所・都庁への郵便は、郵便番号と宛先(例:105-8511 港区役所〇〇課)で届きます。 ※ファックスでの問い合わせはFAX3578-2034へ。 ※費用の表記がないものは、全て無料です。

健康

家族会

こころの病気になる人の家族の集まりです。交流を通じて家族同士で支え合い、学び合う場です。

☒ 区民で、こころの病気になる人の家族

🕒 7月8日(水)午後1時30分～3時30分

📍 みなと保健所

📄 初めて家族会に参加する人は、電話またはファックスで、健康推進課地域保健係へ。 ※保育あり(4カ月～就学前、2人。7月1日(水)までにお申し込みください)

☎6400-0084 FAX3455-4460

くつろぎカフェ

🕒 7月14・28日(火)午後1時30分～3時30分

📄 当日直接会場へ。

アピアランス(外見)ケアセミナー「爪のセルフケア～抗がん剤による副作用を軽減するためのケア方法～」

🕒 7月28日(火)午後1時～2時

👤 8人(申込順)

📄 持ち物 使用中の爪切り、爪ヤスリ、保湿剤等

📄 電話またはファックスで、開催日前日までに、開催日時・イベント名・氏名・連絡先(電話)・参加人数を、がん在宅緩和ケア支援センターへ。

印の共通事項

☒ がん患者およびその家族

📍 がん在宅緩和ケア支援センター

※詳しくはがん在宅緩和ケア支援センターホームページ

<https://www.minato-hpccsc.jp/>

をご覧ください。

☎6450-3421 FAX6450-3583

講座・催し物

令和2年度港区文化プログラム連携事業「SLOW CIRCUS SCHOOL オンライン」

ソーシャルサーカスを体験できる

ワークショップをパソコンやスマートフォンの画面を活用して開催します。ソーシャルサーカスは、自立心や社会性を身につけるのに有効とされ、シルク・ドゥ・ソレイユをはじめ世界で取り組まれています。家にある道具等を使って身体を動かしましょう。

☒ インターネットを活用し、カメラ付きのパソコンやスマートフォンの画面の映像を見ることが出来る人(医師から運動の許可を得ている人、インターネットを活用しての参加および動画の録画に同意いただける人)

🕒 7月4日(土)午後1時45分～3時

👤 20人※区内在住・在勤・在学者を優先で選考

📄 6月28日(日)までに、スローレーベルホームページ

<https://www.slowlabel.info/4068/>の応募フォームからお申し込みください。

📄 スロームーブメント実行委員会

☎045-642-6132

メール:project@slowlabel.info

地域振興課文化芸術振興係

☎3578-2538

商工会館主催「人材育成セミナー」

☒ 区内中小企業新人社員、若手社員

🕒 7月17日(金)午後1時～4時半

📍 商工会館

👤 30人(申込順)

📄 電話または商工会館ホームページからお申し込みください。

詳しくは、商工会館ホームページ <https://minato-shoukou.jp/>

をご覧ください。

📄 商工会館 ☎3433-0862

📄 産業振興課産業振興係

お知らせ

東京タワーライトアップ(インフィニティ・ダイヤモンドヴェール)点灯情報

🕒 (1)6月週末ライトアップ(藤色・白色):6月26・27日(金・土)午後8時～午前0時(2)7月週末ライトアップ(海色・白色):7月3・4日(金・土)、

10・11日(金・土)、17・18日(金・土)午後8時～午前0時(3)満月の日(海色):7月5日(日)午後8時～午前0時(4)七夕(白色):7月7日(火)午後8時～午前0時(5)海の日(海色・空色):7月23日(木・祝)午後8時～午前0時※ライトアップは予告なく変更する場合があります。 ※詳しくは、東京タワーホームページ <https://www.tokyotower.co.jp/lightup/index.php> をご覧ください。

📍 東京タワー(芝公園4-2-8)

📍 東京タワー ☎3433-5111

産業振興課シティプロモーション担当 ☎3578-2554

放置自転車リサイクル

🕒 7月12日(日)午前10時～10時30分受け付け、後に購入順位の抽選

📍 みなとりサイクル清掃事務所作業連絡所(元麻布3-9-6)

販売台数 25台程度※区民優先枠を設けています。

費用 価格等、詳しくはお問い合わせください。

📍 (公社)港区シルバー人材センター ☎5232-9681

リサイクル自転車作業所(みなとりサイクル清掃事務所作業連絡所2階)

(受付時間:火～金曜午前9時～午後5時) ☎3479-3116

変更・休止情報等

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度港区健康診査・がん検診等の開始時期を延期します

港区健康診査・がん検診は、毎年7月1日から開始していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度の開始時期を8月1日(土)に延期します。受診券とご案内は例年どおり6月下旬に郵送します。

郵送する受診券は、健診・検診開始までお手元で保管をお願いします。

受診できる指定医療機関は、受診券と一緒に送付している「港区健康診査・がん検診のご案内」等に記載してありますが、受付方法等、変更

になっている場合がありますので、受診する前に必ず医療機関に、ご確認ください。

🕒 各種健康診査:8月1日(土)～11月30日(月)

各種がん検診:8月1日(土)～令和3年1月31日(日)

乳がん検診(マンモグラフィ検査):令和3年2月28日(日)まで

📄 健康推進課健康づくり係 ☎6400-0083

求人・区民委員募集

港区環境審議会委員の募集

環境保全に関する基本事項を調査・審議する区民委員を公募します。

☒ 区内在住者

☒ 区長からの諮問に関する調査・審議等(年4回程度開催予定)

👤 3人

報酬等 委員には区の規定による報酬および交通費を支給します。

任期 2年(9月～令和4年8月)

📄 書類選考(応募用紙とレポート)で決定します。レポートテーマは「港区の環境に関する課題の解決に向けてー私の提案ー」です。

📄 応募用紙に必要事項を明記し、レポートを同封の上、郵送または直接、7月6日(月・必着)までに、〒105-8511 港区役所環境課環境政策係へ。郵送の場合、郵送料は区が負担します。詳しくは3面をご覧ください。応募用紙は、港区ホームページからダウンロードできます。環境課環境政策係(区役所8階)でも配布しています。 ※電子申請サービス <https://www.e-tokyo.lg.jp>

からも申し込みます。

📄 環境課環境政策係 ☎3578-2486

育児休業代替任期付職員

☒ 日本国籍を有し、平成14年9月1日までに生まれた人

募集職種 事務※詳しくは人事課(区役所10階)・各総合支所・台場分室・各港区立図書館等で配布する採用選考案内をご覧ください。

期間 令和2年9月1日以降、職員の育児休業の取得状況に応じて、お

夜間・休日診療

港区ホームページからもご覧いただけます

診療時間 ☐ は午前9時～午後5時
診療時間 ☒ は午後5時～午後10時



小児初期救急	みなと子ども救急診療室	月～金曜:午後7時～10時 土曜:午後5時～10時 ※祝日・年末年始を除く ※受付は午後9時30分まで	中学生まで(おおむね15歳未満の小児)の軽症患者対象	芝浦1-16-10 (社福)恩賜財団母子愛育会 総合母子保健センター 愛育病院1階 ☎6453-7302
--------	-------------	--	----------------------------	--

※受診するときは、あらかじめ電話で診療時間等をお問い合わせください。

6月21日(日)	伊皿子坂医院(内・小)	高輪2-16-52-101	5447-7701
	赤坂見附前田病院(内・外)	元赤坂1-1-5	3408-1136
	田中歯科 西麻布診療所(歯)	西麻布2-13-12 早野ビル3階	3499-1430
	★ウスイ内科クリニック(内・小)	西麻布3-2-21-5階	3401-0271
6月28日(日)	南青山おおつかクリニック(内・小)	南青山4-9-17	5786-3288
	東京高輪病院(内)	高輪3-10-11	3443-9191
	長坂歯科(歯)	芝5-34-6 新田町ビル2階	3455-2220
	津田歯科医院(歯)	南青山2-12-2	3401-3371
	★劉内科整形外科(内)	南麻布2-2-13 麻布ハイプラザ205	5476-5489
	港区休日歯科応急診療所(港区口腔保健センター)	三田1-4-10 みなと保健所2階(休日のみ)	3455-4927

電話がかかりにくい場合は、下記の診療案内へ

診療案内	東京消防庁救急相談センター(毎日24時間)	「#7119」(プッシュ回線の固定電話、携帯電話) ☎3212-2323(ダイヤル回線の固定電話等)
	東京都医療機関案内サービス「ひまわり」(毎日24時間)	☎5272-0303 ホームページ https://www.himawari.metro.tokyo.jp/

電話相談	小児救急電話相談	月～金曜(祝日、年末年始を除く)午後6時～翌朝8時 土・日曜、祝日、年末年始午前8時～翌朝8時	「#8000」(プッシュ回線の固定電話、携帯電話) ☎5285-8898(ダイヤル回線の固定電話等)
------	----------	--	--

薬の相談 ※日中、夜間とも区内在住者に限ります。

港区休日くすり何でもテレホン 対応時間:午前9時～午後2時 ※薬局の電話がかかりにくい場合は、☎090-9378-7915

6月21日(日)	クオール薬局 古川橋店	南麻布2-10-19	3798-4789
6月28日(日)	白金台南薬局	白金6-6-1	5421-0880

夜間対応当番薬局(毎日) 対応時間:午後8時～午前0時 ☎090-3690-3102

事業・イベント等への参加を検討している皆さんへ

紙面上でお知らせしているイベントや事業等を延期または中止する場合があります(最新の情報は、港区ホームページをご覧ください)。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、施設入館時に個人情報(氏名・緊急連絡先)を集めます。区が集めた個人情報は、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供する場合があります。

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

みほと おしらせボード

むね6カ月以上3年未満
勤務時間 (原則)午前8時30分～午後5時15分
募集人員 15人程度
選 第1次試験日:7月31日(金)午後6時30分集合 作文試験
申 郵送で、採用選考案内の指定用紙に必要事項を明記の上、6月22日(月)～7月17日(金・必着)に、〒105-8511 港区役所人事課人事係へ。
 ※電子申請サービス
<https://www.e-tokyo.lg.jp>
 から申し込みます。
問 人事課人事係 ☎3578-2110

港区職員(保育士)
採用予定人数 35人程度
選 令和3年4月1日現在、20歳以上38歳未満で保育士の資格を有し、都道


府県知事の登録を受けている人
採用予定日 令和3年4月1日以降
選 第1次試験日:8月23日(日)択一試験、作文試験および面接
申 人事課人事係(区役所10階)・各総合支所・台場分室、各港区立図書館等で配布している申込用紙に必要事項を明記し、写真添付の上、郵送で、6月22日(月)～8月3日(月・必着)に、〒105-8511 港区役所人事課人事係へ。
 ※受験資格・採用選考日程・勤務場所等について詳しくは選考案内(申込用紙)をご覧ください。選考案内(申込用紙)は、人事課人事係・各総合支所・台場分室・各港区立図書館等で配布しています。案内(申込用紙)は港区ホームページからダウンロードもできます。※電子申請サービス

<https://www.e-tokyo.lg.jp>
 から申し込みます。
問 人事課人事係 ☎3578-2110

港区職員(看護師)
受験資格 令和3年4月1日現在、45歳未満で、看護師の免許を有する人または令和3年3月までに取得見込みの人
採用予定人数 1人
採用予定日 令和3年4月1日
選 第1次試験日:8月23日(日)論文試験および面接
申 人事課人事係(区役所10階)・各総合支所・台場分室、各港区立図書館等で配布している申込用紙に必要事項を明記し、写真貼付の上、郵送で、6月22日(月)～8月3日(月・必着)に、〒105-8511 港区役所人事

課人事係へ。※受験資格・採用選考日程・勤務場所等について詳しくは選考案内(申込用紙)をご覧ください。選考案内(申込用紙)は港区ホームページからダウンロードもできます。※電子申請サービス
<https://www.e-tokyo.lg.jp>
 から申し込みます。
問 人事課人事係 ☎3578-2110

区長エッセイ 毎月1日配信
 メールマガジン きらっと★
 きらっと 検索



住宅宿泊事業(民泊)の開始を検討している人へ 手続きや届け出を説明します

区民や事業者の皆さんが住宅宿泊事業(民泊)を行うには、事前に届け出を行い、区が交付する標識を掲示することが必要です。

住宅宿泊事業とは
 宿泊料を受けて、住宅に人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数が1年間で180日を超えないものをいいます。
事業開始までの手続き
(1) 事前相談
 区が、制度の詳細・届け出に必要な書類・事前準備等について説明します。あらかじめ電話で予約をしてください。
 ※届け出前の手続き等を分かりやすく説明しますので、事前相談して

いただくこととお勧めしています。
(2) 届け出前の準備
 ●近隣住民への書面による事前周知
 ●住宅の安全確保措置
 ●管理規約等における事業禁止規定の確認(分譲マンションで事業を実施する場合)
 ●住宅宿泊管理業者への管理業務の委託(事業者が不在となる「家主不在型」で事業を実施する場合)
 ●消防署等の関係機関等との相談・調整
(3) 届け出
 次のいずれかの方法で、住宅宿泊事業届出書と添付書類を提出してください。

- ①国が運営する「民泊制度運営システム」から申請する。
- ②直接、必要書類を、生活衛生課住宅宿泊事業担当(みなと保健所5階)に提出する。
- ④標識の掲示
 区が交付する標識を受け取り、住宅の入り口付近に掲示してください。住宅を賃貸使用している間も、標識を掲示する必要があります。
 ※届け出前の準備や届出書類について詳しくは、港区ホームページの「住宅宿泊事業(民泊)を行う皆様へ」を参照の上、不明な点はお問い合わせください。

住宅宿泊事業が制限される区域と期間

区では、「港区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」に基づき、「家主不在型」で事業を実施する場合で、所在地が住居専用地域または文教地区に該当するときには、事業を実施できる期間が、春季(3月20日～4月10日)、夏季(7月10日～8月31日)、冬季(12月20日～1月10日)のみに制限されます。

- 事業者の責務**
- 宿泊者の衛生と安全の確保
 - 宿泊者名簿の備え付け
 - 事業系廃棄物としてのごみの処理
 - 騒音、火災、犯罪防止等に関する注意事項の宿泊者への説明
 - 苦情への適切かつ迅速な対応
 - 区への定期報告(宿泊日数等)

問い合わせ
 生活衛生課住宅宿泊事業担当
 ☎6400-0088

港区の情報公開制度のお知らせ 開かれた区政の推進をめざして

情報公開制度は、官公庁等が保有する情報(文書等)を閲覧したり、その写しを請求したりできる制度です。
 区では、「知る権利」を保障し、区民の皆さんの区政への参加を促進し、公正で開かれた区政を推進するため、情報公開制度を設けています。ぜひご利用ください。

請求手続き 区政情報の公開請求は、各総合支所管理課管理係の窓口で受け付けています。郵送、ファックス、電

子申請サービスでも手続きができます。郵送の場合は、港区ホームページから「区政情報公開請求書」をダウンロードし必要事項を明記の上、〒105-8511 港区役所情報政策課個人情報保護・情報公開担当へ。
費用 区政情報の写しの交付を受ける場合はコピー代として費用がかかります。A3判以下で単色刷り片面1枚につき10円です。
令和元年度実施状況 表1・2参照

表1 公開請求者の内訳(人)

請求者の区分	請求者数※1
区内在住者	39
区内法人・団体等	36
区外在住者	40
区外法人・団体等	99
合計	214

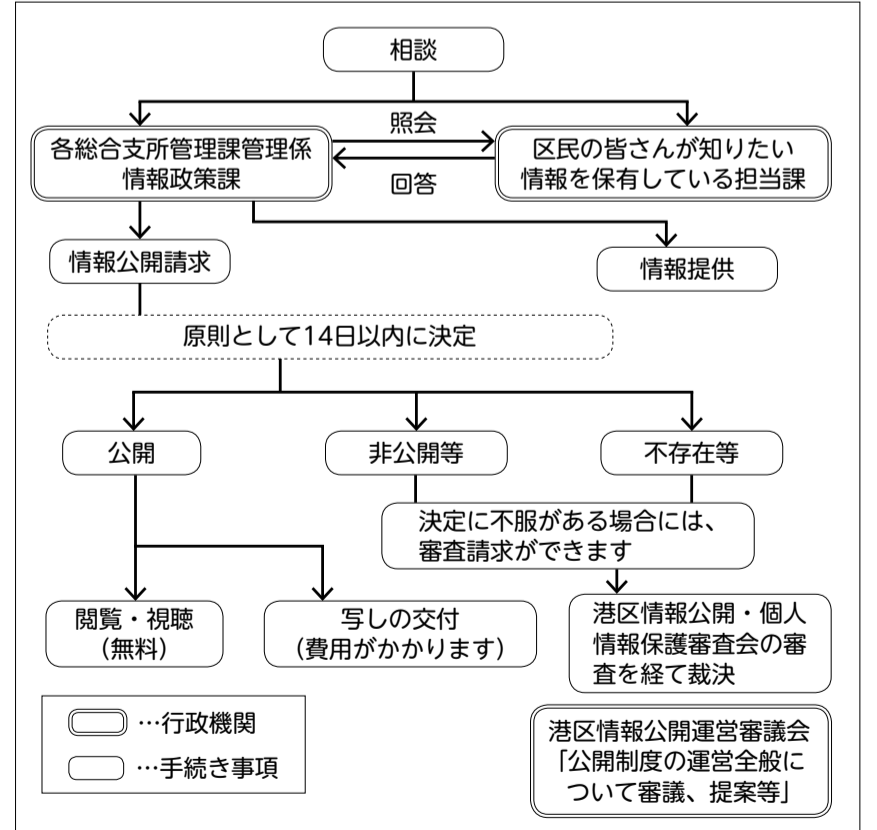
表2 実施機関別処理件数(件)

実施機関	件数※2
区長	200
教育委員会	10
選挙管理委員会	3
監査委員	0
議会	2
合計	215

※2 請求内容が複数の実施機関にまたがる場合がありますが、公開請求者の人数と一致しません。

問い合わせ
 情報政策課個人情報保護・情報公開担当 ☎3578-2064 FAX3578-2069
 各総合支所管理課管理係 ☎3面欄外参照

図 情報公開請求の手続きの流れ



公開された区政情報は適正に使用してください。区政情報を第三者の権利の侵害や、もっぱら営利目的のために使用してはなりません。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 郵送可能な手続きの郵送料について

郵送可能な手続きに要する郵送料を区が負担します。詳しくは3面をご覧ください。

記事中の表記について (特)・・・特定非営利活動法人 (社福)・・・社会福祉法人 (社)・・・一般社団法人 (公社)・・・公益社団法人 (財)・・・一般財団法人 (公財)・・・公益財団法人 (有)・・・有限会社 (株)・・・株式会社

熱中症にご注意ください

熱中症の予防には、こまめな水分補給が大切です。汗をかいたときは、適度な塩分の補給も必要です。持病のある人は、水分等の取り方について主治医と相談しましょう。

**医療現場等で働く皆さんに応援と感謝を込めて
橋りょう等をブルーライトアップしています**

昼夜問わず、新型コロナウイルス感染症の対応をしている医療従事者の皆さんをはじめ、社会活動の維持に尽力されている全ての人への応援と感謝の思いを表す、青い光のライトアップを区内7カ所で行っています。

ブルーライトアップの実施概要

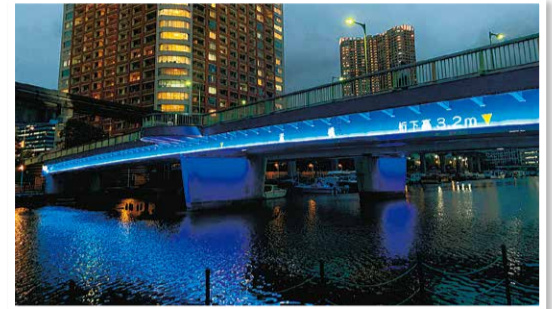
期間 当分の間
時間 日没～午前0時(みなとパーク芝浦は午後10時30分まで)
場所 表1のとおり
内容 区が管理する橋りょう等を青い光でライトアップしています。

表1 橋りょう等(7カ所)のブルーライトアップの実施場所等

	橋りょう等の名称	住所	問い合わせ
1	新芝橋(橋台)	芝浦三丁目先	芝浦港南地区総合支所まちづくり課まちづくり係 ☎6400-0017
2	御橋橋(橋脚)	港南一丁目先	
3	新橋駅西口広場のSL(SL本体)	新橋二丁目先	芝地区総合支所まちづくり課まちづくり係 ☎3578-3104
4	渚橋(橋脚・青色の桁をライトアップ)	芝浦三丁目先	芝浦港南地区総合支所まちづくり課まちづくり係 ☎6400-0017
5	プラタナス公園の樹木(プラタナスの木)	芝浦四丁目	
6	夕彩橋(橋台)	芝浦四丁目先	
7	みなとパーク芝浦(建物)	芝浦一丁目16番1号	芝浦港南地区総合支所管理課管理係 ☎6400-0011



みなとパーク芝浦(建物のブルーライトアップ)



渚橋(橋脚のブルーライトアップ)

問い合わせ

芝浦港南地区総合支所まちづくり課まちづくり係
☎6400-0017

電話予約サービスを再開しています

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、電話予約サービスを休止していましたが、6月9日(火)の受け取りから再開しています。

電話予約サービスとは

区役所や各総合支所の開庁時間内に窓口で住民票の写し等を受け取ることができない人が、電話で予約をすることにより、夜間や休日に受け取ることができるサービスです。

受け取れる証明書

住民票の写し(現在のもの)、印鑑登録証明書

受け取り時間

- 平日(月～金曜)午後5時15分～8時(水曜は午後7時～8時。台場区民センターを除く)
- 休日(土・日曜、祝日)午前9時～午後5時

予約方法

本人が電話で、平日の午後4時までに、各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は証明交付担当)または台場分室にご予約ください。

い。
※証明書の受け取り場所によって予約先が異なりますのでご注意ください。

受け取り方法

予約時に申し出た本人を確認できる書類と手数料(1通当たり300円)をお持ちください。

※手数料は釣り銭のないようにお願いします。印鑑登録証明書の受け取りの時は印鑑登録証(カード)もお持ちください。

※午後4時以降の予約は、受け取り日が電話した日の翌日以降になります。

本人を確認できる書類とは

1点で本人を確認できる書類

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カード等

2点で本人を確認できる書類

健康保険証、年金手帳、学生証等

受取場所・予約先

表2のとおり

表2 受取場所および予約先

受取場所	予約先
区役所1階 宿直室	芝地区総合支所 ☎3578-3144
麻布区民センター	麻布地区総合支所 ☎3583-4151(代)
赤坂区民センター	赤坂地区総合支所 ☎5413-7011(代)
高輪区民センター	高輪地区総合支所 ☎5421-7611(代)
男女平等参画センター(みなとパーク芝浦2階)	芝浦港南地区総合支所 ☎3456-4151(代)
台場区民センター	芝浦港南地区総合支所 台場分室 ☎5500-2351

問い合わせ

各総合支所区民課窓口サービス係・台場分室

☎欄外参照

港区議会定例会

令和2年第2回定例会は、6月24日(水)から開かれます。

議案は、区政資料室(区役所3階)および区議会ホームページ

http://www.gikai.city.minato.tokyo.jp/

でご覧になれます。

本会議の様子をインターネット中継

しています

本会議の様子は、区議会ホームページの「動画配信」からご覧いただけます。代表・一般質問時には、手話通訳および字幕を合わせてご覧いただけます。

また「動画配信」では、過去4年間の録画映像もご覧いただけます。

問い合わせ

区議会事務局議会広報担当
☎3578-2920 FAX3578-2932

港区と全国を



コーナー

岐阜県郡上市

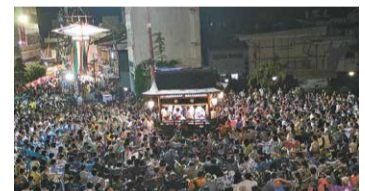
第35回

清流と踊りで有名な自然豊かな町

岐阜県のほぼ中央に位置し、日本三大清流の一つとされる長良川の流域に広がる郡上市は、年間を通じてさまざまなアウトドア体験ができる自然豊かな町です。見どころが多く、通称「郡上八幡」と呼ばれる城下町の八幡町には水路が張り巡らされ、名水百選の第1号に選ばれた宗祇水が湧いています。また、白山の登山口である白鳥町には、日本の滝100選に選ばれた落差約60メートルの滝、阿弥陀ヶ滝があります。



郡上市と港区は地名が縁となって交流が始まりました。港区の青山という地名は、江戸時代に郡上藩の藩主を務めた青山氏の下屋敷があったことに由来するといわれています。歴史的なつながりがきっかけとなり、平成20年に「商店街友好都市との交流に関する基本協定」を締結しました。毎年6月に「郡上おどりin青山」(今年中止)を開催する等交流を深めてきました。



郡上市は「おどりのまち」として知られています。郡上おどりと白鳥おどりは共に400年を超える伝統的な盆踊りです。国の重要無形民俗文化財に指定されている郡上おどりは、7月上旬から9月上旬まで約30夜にわたって開かれ、期間中に約30万人が訪れます。

「今年度の郡上おどり・白鳥おどりは、新型コロナウイルス感染症の感染予防を第一に考えて開催を見合わせる事が決定しました。全国の踊り愛好家の皆さんに向け、インターネット等で踊りライブ配信等が計画されています。是非ライブ配信等で郡上を感じていただければと思います。」と郡上市市長公室秘書広報課の野田知孝さん。

「引き続き、港区の皆さんと交流を続け、市の踊りと大自然の素晴らしさを多くの方に発信していきたいと思えます」と野田さんは話してくださいました。